

神奈川県環境方針

- 1 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、県内のすべての地域においてそれぞれの地域の自然的社会的条件に応じて環境に影響を及ぼすと認められる施策、事業活動等の計画の段階から総合的に環境に配慮することにより、豊かな自然環境を保全し、住みよい都市を創造し、及び快適な生活を実現することを旨として行わなければならない。
- 4 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(神奈川県環境基本条例 第3条 基本理念)

神奈川県は、この基本理念の実現に向け、県、市町村、県民、NPO及び事業者等が一体となり、環境問題への対応を進めるため、法令等を遵守し汚染を未然に防ぐことはもちろん、環境施策を含めた県のシステムを環境配慮の視点で定期的に見直し、継続的に改善しながらあらゆる活動で環境への配慮を行う。

(重点的取組)

県は、環境に配慮する行動として、次のことに重点的に取組む。

- 1 循環型社会づくりのために、環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、廃棄に当たっては、資源の有効活用や適正処理を図ります。
- 2 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に取り組み、自ら率先して地球温暖化の防止に努めます。
- 3 環境と都市の共生に向けて、公共工事の構想・計画から工事完了段階に至るまで、各段階に応じた環境配慮を行い環境負荷の低減と良好な環境の創造に努めます。
- 4 地域と地球の環境を保全するために、神奈川県環境基本計画を推進していきます。
- 5 本来業務の改善により環境負荷を低減させるとともに、プラスの環境影響をさらに増加させるよう努めます。

平成23年6月1日

神奈川県知事 黒岩祐治